

平成23年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成23年12月19日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成23年12月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(3名)

3番 神岡 光人君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 村田 雅典君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	石原 得博君
総務部長	星出 明君	産業建設部長	嶋元 則昭君
健康福祉部長	西村 利雄君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	西本 芳隆君	大島総合支所長	北杉 憲昌君
東和総合支所長	木村 順一君	橘総合支所長	東原 平典君
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君
商工観光課長	吉村 昭夫君		

午前9時35分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。中村美子議員、尾元武議員から欠席の通告を受けております。12日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は2名であります。通告順に質問を許します。8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） おはようございます。きょう、改めて一般質問4項目について通告しております。今回通告するに当たって、やはり議会議員の仕事とは何かということを中心にしたいというふうに思います。

まず、1点目が、入札妨害の見解及び取り扱いについて通告しております。

町が行う指名競争入札において、業者が優位な町との契約を結ぶために、入札参加資格のある他の業者を恫喝や嫌がらせ行為等によっていわゆるおろす行為、これは入札妨害に当たると考えるが、執行部の見解を問う。また刑法上の時効、罰金等の認識について、また告発があった場合、指名審査会等の取り扱いについて問うものであります。

2点目が、観光協会補助金支出のあり方の見直しと町に対する決算報告のあり方についてということで通告しております。

観光協会に対する補助金支出について、団体補助から事業補助に変更するよう求めるものであります。

2点目として、町に対する決算報告、これは非常に理解しがたい報告書となっております。決

算報告については特に補助金に関する部分、これは明確な内容が大事である。その点で観光協会から町に対するいわゆる報告書の是正、これを求めます。また、委員会に提出された内容に基づき質問するという項では、会期が始まって、町長から補助金支出について一応報告書届きました。そしてその時点では、私自身1カ月以上前から、所管課のほうに補助金支出の内容、明確にしたほうがええんじゃないかということをおっしゃっていました。結果的には、一月半余り後、実際その内容が明らかになったという、町長は首をかしげますが実際そういう流れがあります。ですから、2回目以降の質問にしたいというふうに思います。

さて、3問目は介護保険改正についてであります。

御承知のように来年度は5期事業計画が始まります。今日的課題では、介護保険制度が始まった2000年度、それ以前の国庫負担の変更に、後の介護保険制度に大きく左右しているんだという点で、制度的な部分の根本に国庫負担の減少があるんだということで私はとらえております。その点で、所管課の認識を問うものであります。

また、来年度から介護保険制度の中で、総合事業を導入するということが中にあります。これは、市町村長の考え方によって変わる、それぞれ判断してくださいよという内容です。私自身は総合事業を導入したら、混乱もさることながら今後の運営にかなり厳しい面が出るという認識をしておりますので、総合事業には入るべきではないという考え方を持っております。その点での執行部の見解を問いたいというふうに思います。

また、介護保険制度について、新たな事業計画の中には、認知症の人への生活支援、医療との連携と高齢者の実態把握ということが5期計の中に改めて入っておりますが、その点で、より充実した計画になるよう求めますという点であります。

また、介護保険制度改正について、今の国のいわゆる報告等を見ておりますと、大体平均で月5,000円台になるんじゃないかということが言われております。すなわち1,000円以上高くなるんじゃないかというのが国の考え方です。この点では、ますます非常に厳しいものになる。だから、介護保険料の引き上げについては、そうならないための努力を求めるという立場であります。

4点目、スクールバス運営委託についてであります。

現在、三浦大島線及び沖浦線について、運転労務費のとらえ方があいまいなために、そこに働く人に負担がのしかかるとともに、サービス労働につながっているケースがあるというふうに私は見ております。その中で、町は、少なくとも改善のための努力を求めるという点であります。

また、運行管理者のとらえ方にも問題があるというふうに考えております。この点では、所管課のほうに調査と是正を求めるとするのが、私の質問の趣旨であります。

以上、4点にわたり質問したいというふうに思います。答弁を求めたい。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、広田議員の入札妨害の見解及び取り扱いについての御質問からお答えしたいと思います。

1点目の、町が行う指名競争入札において、業者が優位に町との契約を結ぶため入札参加資格のある他の業者をおろす行為、これを恫喝とか嫌がらせ行為によっておろす行為ということでしょうが、これは入札妨害行為に当たると考えるが執行部の見解を問うという御質問でございました。

一般論として、恫喝や嫌がらせ行為等でおろすというような行為は、当然入札妨害に当たるといふふうに考えております。御承知のように、刑法第96条の6には、「偽計または威力を用いて公の競売または入札で契約を締結するものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役もしくは250万円以下の罰金に処し、またこれを併科する」と規定されています。

御質問の行為が違法かどうかの判断は、程度の問題もあると思いますし、またそれは司直の手ゆだねるべきだと考えております。

次に、刑法上の時効、罰金等についての認識についての御質問でございますが。

罰金につきましては、先ほど申し上げました刑法第96条の6の規定によりまして、250万円以下の罰金。時効につきましては、刑事訴訟法第250条第2項の6に3年と規定をされておりますので、そのように理解をしているところでございます。

最後に、町に入札妨害の疑いのある案件の通報があった場合の指名審査会の対応についてでございますが。

このような通報の審査は指名審査会の審査項目には入っておりませんので、原則として契約管理課で対応することとなりますが、町長が特に必要と認めると判断した場合には、指名審査会において審査をするということにもなります。刑事訴訟法第239条第1項には、「何人でも犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」と規定されておりますので、町への通報者御本人が告発するのが適当だと考えておりますが、同条第2項に「官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」とも規定されており、通報の受理を職務の一部と解釈すれば、捜査機関に対して報告する必要があると考えます。

この場合、入札妨害行為が確認できるような証拠及び通報者の氏名等の報告が許可された場合のみ、報告を行う必要があると考えております。

第2点目でございますが、観光協会補助金支出のあり方の見直しと町に対する決算報告のあり方についてという御質問でございますが。

観光協会につきましては、合併する前から旧町それぞれの行政内部の観光部門所管課に併置された外郭団体として活動いたしておりました。周防大島観光協会は、平成21年1月観光産業を

起爆剤とした地域産業の発展を目指すことを目的に法人化されました。以後、ともに観光交流人口100万人を目指し、土日問わず専門的に携わることで、本町のにぎわいの創出に大いに貢献をしていただいているところでございます。

しかしながら、その運営経費は、町からの補助金と会員の皆様の会費、さらには設立時に移管されました施設等の受託事業などの収入により賄われておりますことは御承知のとおりでございます。

御質問の趣旨は、観光協会に対する団体補助金を事業実施に伴う実績に応じた事業費補助方式にしてはどうかということだと思います。

事業費補助方式につきましては、所定の定められた事業を実施することに対して補助するものと認識をいたしております。例えば、イベントなどの事業については適当かと考えますが、観光においては個人の価値観の変化やライフスタイルの多様化により、その構造や形態が急速に変化しつつあります。そういった変化や要望に速やかに対応するためには、組織の取り組みにも柔軟性を設ける必要があろうかと思っております。そういったことを考慮いたしますと、一般社団法人周防大島観光協会が、ある程度の裁量権の中で他地域との差別化を図りながら、地域の個性を活かした多様で魅力的な観光メニューや情報を戦略的に提供しPRすることに取り組むという、自由度を増した形で観光協会運営がなされるべきだと考えております。これは、従来からの考えどおりでございまして、御理解をいただければと思っております。

また、決算報告につきましては、観光協会から毎年報告を受けており、適正な処理がなされておると認識をしているところでございますが、非常に見づらい、またわかりづらいというお話をいただいております。その点につきましては、今後、内容等また様式等につきまして改善を図りながら、わかりやすい内容とするように指導してまいりたいと考えております。

3点目の介護保険改正についての御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの介護保険制度の開始前と後との国庫負担割合の認識についてでございますが、介護保険制度は、従来老人福祉の措置制度と老人保健の医療保険に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用しやすく効率的な社会支援システムとして構築したものであります。高齢化の進行とともに要介護者が増大を続け、従来のシステムでは介護問題への適切な対応が難しくなってきたことを受けて、平成12年4月からスタートをしております。平成12年以前では、老人福祉施策の措置制度等の負担割合は国が50%、県と市町村がそれぞれ25%の負担割合となっております。これが介護保険制度では、介護給付に必要な費用は、基本的に介護サービス費用の利用者負担分、通常1割、これを除きました残り50%を公費で、残り50%を保険料で賄うということになっております。

公費50%の費用負担の内訳は、制度開始当初、国が25%、県と市町村がそれぞれ

12.5%となっており、介護保険制度以前はデイサービス等の在宅福祉事業、特別養護老人ホームに係る老人保護措置費制度は、国の老人福祉施策ということで税金で賄っておりましたが、介護保険制度は、老後の生活がだれの責任のもとに営まれているかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によって賄うことで、負担と給付の関係が明確な社会保険方式を採用し、介護費用を税金と保険料で半分ずつ負担する仕組みであると認識をいたしております。

2項目めでございますが、総合事業の導入についてであります。

本年6月14日に可決成立いたしました「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づいて、介護予防・日常生活支援総合事業が新しく創設をされました。この総合事業は、市町村の判断により地域の実情に応じて多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、従来の介護予防給付サービスに加え、要支援・2次予防事業対象者に対しまして、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができるという事業でございます。

本町においては、既に同様の事業は福祉課の高齢者福祉事業で行っており、総合事業を導入することにより該当者と非該当者に分かれることになり、福祉事業と介護保険で行う事業とで制度が複雑化し高齢者に対し混乱が生じることが考えられることから、総合事業の導入につきましては当面は実施しないという方向で考えております。

3項目めの質問の、第5期の事業計画に認知症の人への生活支援、医療との連携、高齢者の実態把握を考慮し充実した計画を求めることについても、先ほど申し上げました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供することが必要ということで、認知症対策の推進や医療と介護の連携の強化等が盛り込まれております。

ただいま第5期の介護保険事業計画の策定を行っている最中でございますが、計画策定に当たっては、事前に高齢者等地域住民のニーズや意見を盛り込むためにアンケート調査を行い、その結果と介護保険法等の一部改正に盛り込まれている事項を踏まえて、保健福祉医療団体等の関係者からなる高齢者保健福祉推進会議において御意見をお聞きし、本町の実情に即した計画策定に向け協議を行っているところでございます。計画書は、来年の3月に御報告を申し上げる予定としております。

4項目めの介護保険料の引き上げについてでございますが。

現在、第4期の本町の基準介護保険料は月額4,000円となっておりますが、全国平均では4,160円で、第5期の全国平均では、介護サービスの供給量が高齢化の進展等に伴い増加しており、5,000円を超えると見込まれております。

本町の第5期の月額基準介護保険料においては、ただいま算定中ではありますが、第4期計画に

において介護給付費準備基金9,400万円の取り崩しを見込んで計画を立てておりましたが、計画どおりといたしますか、基金の残高がなくなる見込みとなっております。まず、第5期の計画には介護給付費準備基金はゼロということと、介護給付の公費負担を除く50%の保険料に対しまして、65歳以上の1号被保険者と40歳から64歳までの2号被保険者の負担割合がそれぞれの全国ベースでの総人数の比率によって決められておりますが、その第1号被保険者の負担割合が第4期では20%が第5期には21%に上昇すること、また介護給付費の増額によりまして保険料の引き上げは避けられないこととなりますので、何とぞご理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

スクールバスのことにつきましては、教育委員会のほうから答弁させていただきます。

議長（荒川 政義君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 広田議員のスクールバス運営委託の御質問についてお答えいたします。

まず、スクールバス運行委託にかかわる運転労務費の積算についてであります。始業時・終業時の点検のための時間、実際の運転時間また回送時間や運転手の待機時間等を調節した時間に賃金単価を掛け、さらにそれに厚生年金等の料率を上乗せして算出しております。

この労務費には、通常の通学運行のほか各種臨時便についても計上しております。スクールバス運行業務の入札説明会においては、入札参加業者に対し、運転労務費の根拠資料を含め詳細な入札仕様書をもとに説明をしており、またその後の質疑応答等により理解を深めていただいております。したがって、運行会社には労務費の詳細を当然理解されているものと考えておりますが、運行会社のとらえ方に相違が生じないよう今後とも仕様書等の一層の整備、丁寧な説明に心がけてまいりたいと考えております。

また、労使間にトラブルが発生しないように、雇用の際には労働条件等について、文書で十分確認するよう指導の徹底を図るとともに、御指摘のような状況については調査等を行い、運行会社に是正、改善の指導を行ってまいりたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、1点目であります。入札妨害の展開及び取り扱いについてから再質問を行いたいというふうに思います。

町長が答弁した部分としては、町にも告発が来たら、いわゆる告発する義務が発生する。そして、業者は業者として関係機関へ告発する。端的に言えばその2つが対応なんだということが一つです。

そしてもう一つは、いわゆるその恫喝の中身等が客観的にあるならば、というただし書きで町が実際的には告発に至る行為を有するというのが、町長の大まかな答弁ということによろしいか

どうか。

それとあわせて、実際的には今まで町においては、いわゆるマニュアル化されていないというのが実態じゃなかろうかというふうに思います。今まで議論してきてから、いわゆる談合マニュアルはあるが入札妨害の取り扱いについては、マニュアルがないんだというのが答弁の中身というふうに思われますが。その点で、今から先マニュアル化する、という考え方でよろしいのかどうなのか。再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 入札妨害のマニュアル化ということでございますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、恫喝、嫌がらせ行為等が入札妨害に当たるかどうかという先ほどの質問でございましたが。当然、恫喝によってまた嫌がらせによってその相手方を入札から排除し、排除しといたしますか、ここにはおろすというふうに書いてありますが、おろすような行為があれば、当然これは入札妨害に当たるというふうに思っております。

しかしながら、非常にケースは多様なものと思っておりますので、画一的に入札妨害だということできくりにするっていうのは非常に難しいんじゃないかと思っております。

先般もそのような御質問がございましたが、これがすべて恫喝に当たっておるのか、例えば入札妨害に当たっておるのかということは、個々個別のケースによって違うわけでございますから。大きな枠で言いまして入札妨害に当たるような行為があればと、当然次のステップに踏み出すということになると思いますが、それは、まず第一には、入札妨害に当たるかどうかという判断が必要なんではなかろうかと思っております。

そこで、今のマニュアルの話でございますが、特にマニュアル化されていなくても、当然入札妨害に当たる行為と認められれば、そのような次のステップに踏み出すということになるろうかと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 2点目に入ります。観光協会に対する補助金支出のあり方の見直しと町に対する決算報告のあり方について。

いわゆる観光協会が補助金を受け入れましたと。それで、補助金を受け入れたんだから町に対してはその補助金の内容、使途については当然町に報告すべきというふうに考えますが、その点でどうなのか。

例えば、9月決算で、議員各位はいわゆる認定案件として調査をします。しかし、そこに出される成果報告書並びに委員会に提出された中身を見ると、一体その中で、補助金としてどう使われたかということが全く不明確であったというのが中身です。

実際的には、支出された金額の中身について、当然決算を受けるときには所管課のほうに報告

すべき内容というふうに考えておりますが、その点でどうなのか。まず、再質問したいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 吉村商工観光課長。

商工観光課長（吉村 昭夫君） 事業等の内容、それぞれの支出、項目について説明は受けております。これで、よろしいですか。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実は、先ほど質問のときに言った、私自身が補助金支出について、きっちと明確にしろと言ってから私のほうに提出されたのが、少なくとも一月以上かかったというのは、客観的事実というふうに思われますが。実際的に、決算認定以前に補助金支出については観光協会から来たというのなら、当然そんなに長くかかるもんじゃないというのが私の思いですが。実際的に、出すまでに聞いちゃったよと、そして出すまでにはかなりの時間がかかるということなんです。そりゃおかしいんじゃないでしょうか、ちゅうんが質問の趣旨なんで、その点について。

仮に、いわゆる9月までに補助金等の支出の内容については皆届いちゃったなら、当然きっちと認定議会にただしてもいいし、当然議員の質問に答えてもええ内容ではないかと。なぜ、ほいじゃ一月以上もこっちが要求してかかるのかいうたら、実際的にはきっちと届いたといえる状況ではなかったんじゃないかというのが、私の質問です。9月時点で少なくとも届いottaんなら、そういうことは起こらないというのが私の質問の趣旨ですが、実際どうなのかということで聞いておきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 吉村商工観光課長。

商工観光課長（吉村 昭夫君） 私のほうで22年度の決算について事業内容を聞き及んでおったということにつきましては、既に委員会の開催時にも提出をさせていただきました決算報告、収入と支出、その2枚の紙でございます。

今、状況がおそくなったというのは、その内容については聞き及んでおりましたけれども、それに伴う詳細な資料等について、私のほうの観光協会に対しての指示等がちょっとあいまいであったというところで、若干時間がかかってしまったということでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 所管課を通じて町長へ提出された資料、これが、会期が始まってからいただきました。それで、中身としてはこの2ページをいただきました。多分、同一の物だろうというふうに思われます。

それで、実際的に私気にかかるのは、一つは、大島駅バスセンター事業であります。御承知のように、これは旧大島町時代に開始されました。一つは、いわゆる通勤者のための駐車場管理、

そしてもう一つは、いわゆる広告等について受託するんだということで、当時、私の認識です、出発したというふうに見ております。

そういう中で、実際的に見てみますと、大島バスセンター事業というのは、皆さん方が出された資料によりますと、月極駐車場これを管理する。そして、施設使用料、ロータリーという書き方をしておりますが。その部分で、実際的に入ってきた金、これが193万3,500円いうことで間違いないのかどうなのか、最初に質問します。

議長（荒川 政義君） 吉村商工観光課長。

商工観光課長（吉村 昭夫君） 大島駅のバスセンター事業ということでございますけども。

これにつきましては、歳入につきましては、決算のほうは193万3,500円、この数字でございます。月極161万円、それと施設使用料32万3,500円ということでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） それで実際的には、いわゆるJRに対する土地賃借料等に充てるというのが基本的な部分ではなからうかというふうに思われます。それと、若干、防長バスのいわゆる休憩室料として月1万円、それで12万円あたりを使用料として充てるというのが実際的な流れではないかというふうに思います。

それで、町長のほうに問いたいんですが、実際的に、ここ、いわゆる町補助金が280万円という出方をしております。となると、実際的には412万円に対して、先ほど確認したように、120万円と12万円と132万円という書き方が自己負担分で、残りが補助金部分だよというのが皆さん方の出された資料であります。自己負担というが、実際的には、ここはいわゆる収益部分、観光協会に入ってきた部分。それで、先ほど言いましたように、実際的に193万3,500円が入ったんなら、ここに充てなければ数字が皆違ってくるという可能性があるんじゃないでしょうかというのが、私の質問です。答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 吉村商工観光課長。

商工観光課長（吉村 昭夫君） 先ほどの御質問で、観光協会が自主事業として行っておる大島駅のバスセンター事業、これが193万3,500円でございます。それと、町の補助金280万円ということでございます。それと、支出については412万円ということで、280万円が町の補助金分、そして自己負担分が132万円ということでございます。

その収益の差額ということでございますけども、私のほうは、それについてはほかの運営事業等でそれを賄っておるというように理解をしております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） そりゃ違うんじゃないかというふうに思います。

当然、いわゆる実際的に充てがう部分については百九十何万円、そこを運営することによって

入ってくるわけです。入ってくるということは、総収益から入ってきた分を引かんにゃいけんわけです。そこに充てるんなら、実際的には。そこで410万円要りますと、それで実際運営上は190万円入りましたと言え、当然そこから引かんにゃいけんわけです。その分を補助金にせんにゃいけんわけです、実際的には。ほいじゃけ、それをやっぱりきちっとすべきじゃないかというのが実際的な考え方だというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の広田議員さんの再質問が、まさに団体補助ではなくて事業費補助にしたかどうかということだろうと思うんです。

実は、193万3,500円ほど収益があると、それを全額充ててないではないかと。（「いや、違う違う」と呼ぶ者あり）193万3,500円が、（発言する者あり）じゃから自己負担分に充たっていないじゃないかということなんでしょう。132万円しか自己負担が充たっていないということなんです。町の補助金が280万円と自己負担が132万円、実は収益は190万円もあるよということなんでしょう。だから、その132万円というのは、ここで事業費補助的に全部精算すると、そんなら193万3,500円と132万円との差額はどうかということをお聞きしたいと思います。

実は、団体補助というのはどこにあるかといいますと、この差額は当然人件費はかかっているわけです。これは、主に言えば、あそこの駐車場の使用料として上がってくるお金を、例えば土地代に、あそこの借地料に払っておるわけですが。当然、それを190万円の収益を上げるためには、人件費が莫大かかっているわけです。その人件費に充たっているというふうに御理解をいただきたいとします。それを、一つ一つ全部小分けにして、事業ごとに全部人件費を割ってあげれば、今のいわゆる事業費補助になっていくんだらうと思いますが。それぞれの事業にはすべて人件費はかかっています。だから、その人件費を全体で支出をしておいて、それで事業費補助にならないと、団体補助だというふうに考えておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） ちょっと、その考え方からすると補助金の中身が非常にあいまいになるというのがあり、次の質問に入ります。

いいのですが、皆さん方はいわゆる人件費部分として1,214万3,000円のうちの877万6,868円という補助の仕方をしてあります。ここに、実際的には、例えば次の福利厚生費を含めて今の数字ですが、そこに対してきちっと補助を払うんならまだわかりやすいわけです。皆さん方が仮にそうするんなら。人件費補助部分が入るという言い方なら逆におかしな言い方になります。

というのが、実際的には、人件費部分については877万6,868円という大枠があるわけで

す。やっぱりそこに、きちっと入れていけば非常にわかりやすい数字になるんじゃないかということなんです。仮に、事業費補助をきちっと出すという格好にすれば、決してできんことはない。本当にその観光協会がその人数体制でやるために、収益が幾ら、支出が幾らという考え方をすれば、いわゆる団体補助的なものをやらなくても、私はそういう部分ではできるといふうに。いわゆる人件費にきちっと補助部分を幾らというのを明確にすればいいわけですから、そりゃできんことはないでしょう。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、私はできないと言っちょるわけじゃないんです。それは、一つずつ全部に小分けしていけばできると思います。

じゃあ今いう駐車場のこともあります。例えば、単純に言えば、お大師堂めぐり歩け歩け大会、127万円の補助金に対して127万円支出をしております。人件費は莫大かかっております。だったら、これに127万円出さずに127万円のうちの一部を小分けにして、またはそれを全体の人件費の中からここに取り込むとかというようなことをやれば、そりゃ事業費補助になるでしょう。ただ、そこまでやる必要が本当にあるのかどうか。

例えば、イベントや何かは、全部人件費はかかってます。だから、人件費は大枠で観光協会に渡しますということ、一番初めの設立されたときに、町と観光協会が補助金の出す項目を、人件費はまとめて人件費としてあげましょうと。そうでないと、事業をたくさんやりますが、一つ一つの事業ごとに全部事業費と人件費を案分してずっとつけていくというようなこと。そこまで本当にする必要があるのでかということ、私たちは団体補助的な形になるけれども、これをいけば、大枠ではその事業費ごとに分かれておるわけです。ただ、人件費がその外に出ておることだと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 町長の答弁が、今、例えば、歩け歩けとかそういうところに人件費がかかるんだといいますが。

実際的に私が言いよるのは、480万円余りの部分については聞いておりません。皆さん方が決算資料で出された町補助金、いわゆる480万円のところは聞いてないんです。実際的に1,972万5,000円、これがどう使われたのかという部分を聞きよるわけです。だから、1,972万5,000円、歩け歩けなんかはこの部分に入っていないんです、実際的には。町からのそれぞれ委託事業費、観光協会としたら収入になります。それがお大師堂めぐり歩け歩けでは127万円補助をしました。それで、以下、ふるさと久賀夏まつり、周防大島花火大会、観光パンフレット作成等について、これは、全然、実際的には今問うてないわけ。全額出しましたと、実行委員会に対して支出したんでしょう、実際的には。ですから、その実行委員会に渡った分に

については今聞いちゃおりません。なぜかという、これは、私は議員の立場から聞きますから、出されたいわゆる補助金については、少なくとも決算時期には明らかにしちょきたい。これ、議員の役割じゃないでしょうか。私は、少なくとも議員の役割として、町からいわゆる各種団体、いろいろ出されますが、少なくとも中身をきちっと報告できるような内容で議会に報告しなさい。それでないと、議員は非常にわかりにくい決算を見ますよということなんです。だから、少なくとも少しずつは事業費補助に替えていくほうが、より議員にとってはわかりよいんじゃないかということが質問の趣旨です。その点での再答弁を求めます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） この決算報告では非常にわかりづらいということでございますので、できるだけ、団体補助ではありますが、その事業費ごとに明細ができるように、観光協会にも指導してまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 一応、設立した当時、3年間経過を見て、いわゆる3年間たてば少なくともある程度つかめるだろうということで、3年間で一応見直しの時期が来るというのが、設立した当時の基本的認識があったというふうに思います。その点での認識変わってないかどうか、確認しちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 当然、3年といわずに毎年やるべきだと思っております。

それで、今その3年たちましたが、どうなんだということでございますが、観光協会が社団法人化されて、そして非常に有効に機能しておるというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、介護保険について聞きます。

基本的には、いわゆる5期計から出発する分の対象者については、きちっと対応していくというのが基本的考え方ということであります。

それで、実際的に5期計が始まって、いわゆる法律を変えなくても5期計から出発する部分があります。当然、次の国会に提出して法律改正する部分と、法律改正しなくても対応できる部分というふうに介護保険の中で分かれております。その中で、実際的には、ヘルパーさんの今までの1時間の対応が5期計からは、45分で対応するようになります。その点での影響について聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 訪問介護の時間区分45分の見直しということでございます。

訪問介護の生活援助の時間区分を現行60分の区分けから45分の区分けにつきましては、

サービスの提供実態を踏まえるとともに、限られた人材の効果的活用を図りまして、より多くの利用者に対し、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から考えられているところでございますが。

現在、介護報酬改正の審議中でございます。これの影響部分ということになるかと思えます。メリット分がほとんどですが、1つは1人の訪問看護師がより多くの利用者サービス提供を行うことが可能になるということと、2点目は、利用者は必要なサービスをニーズに応じて受けることが可能ということが考えられると思っております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回5期計が出発して、実際的に60分から短縮するというのは、せっかく介護を受けたいという中で、特に要支援、要介護1、2のところの影響を受けるんじゃないだろうかというふうに見ております。

その中で、今の答弁を聞くと、実際的にはそう悪くならないような考え方をしておりますが、実際受けるほうからしたら、今まで60分サービスを受けておった部分が45分に短縮されると、やっぱりいろんなサービスの部分で影響を受けるということが考えられます。

また、きょう質問しておりませんが、例えば、ケアプラン作成のための、いわゆる今まで無料であったのが実際的には費用負担をいただくようになるとか、いろんな5期計の中で見直しがされますので、やっぱり、私はできるだけその介護者の立場に立って、また事業者の立場に立って運営できるような努力が必要と。より必要になってくるといふふうに思われますが、町長の基本的考え方聞いちょきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） より基本的な考え方ということでございます。

5期計、いろいろとアンケート調査等やりまして、今策定中でございます。先ほど町長が申したとおりでございます。それにつきまして、より充実した中身を確保したいというふうを考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次、移ります。スクールバス沖浦三蒲線について再質問に入りたいというふうに思いますが。

実際的に、先ほど教育長の答弁を聞いちょると、まさしくその部分が欠けておる代表的な答弁じゃったというのが答弁の中身ではないかというふうに思われます。

それが、きちっと事業者に対して認識されとったら、いろんな混乱は起きなかつたらうというのが、答弁を聞きながらの私の判断です。

それで実際的に、今回、来年度以降が3回目の新たな委託契約の時期になるというんですが、私が非常におかしいと思うのが、例えば皆さん方は、いわゆるスクールバス運営事業について、先ほど答弁されたような時間設定で委託業者に支払いがされます。しかし、それをねじ曲げて、2年間にわたって臨時便運行について、実際的には未払いという状況が起こっちゃうわけです。これに対しては、少なくとも最初提起したようなサービス残業にならんような立場、そしてまた事業者の間違いがあつたらやっぱり正すこと、これが必要ではないかというふうに思われます。これは、過去の委託契約であってもその仕組みについてはあえて問いませんが、少なくとも皆さん方の計算からいくと220万円余りが労務費部分の組み立て。それで例えば、三蒲沖浦線でいくと、実際的には2人雇用。皆さん方の協定書にも2人以上という書き方をしております。ですから、2人分について単純に見て1人分当たり220万円くらい組まれていると。それは、当然、いわゆる先ほどから答弁がありましたように、実際的にはスクール便の臨時便の運行、これも業者に払われるということで、委託業者から自動車運転手業、これに伝わったら基本的にはトラブルも起きんわけです。それが2年間にわたり行われてなかったことについては、所管委員会としては、きちっと正すべきじゃないかというのが私の見解ですが、その点でどうなのかということです。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） ただいまの件ですが、まず、サービス残業、そういった話がありましたけど、業務委託にはもちろん先ほどありましたように、通学バスと臨時便すべてについて業務委託に組み込んでおります。業者によりましては、1日の賃金として支払うところ、あるいは通学プラス臨時便の1回ずつ払うところ、それはまちまちです。これは会社ごとの方針でございます。そのことについて、私たちが、その会社の方針でございますので、どうこう言うことはないんですけど、そういったサービス残業、そういった運転手に負担を強いるということはないとは思っておりますが、そういうことがあれば、私どもも十分指導してまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私のほうが、類推計算で人件費部分1人当たり220万円程度じゃなかるかという、私自身あくまで計算上です。それが、やっぱり例えば130万円とか140万円で雇用するちゅうこと自体が、労務費としては正しくないんじゃないかと。何ぼ、会社任せにしちよるといっても、町がきちっと払いよるのにそれが払われないというのは、一体その会社はどうなのかという問題があります。任せ、任せではいけないというふうに思うております。その点で、やっぱり、きちっと。例えば町が220万円払って、間で30万円も40万円も抜く。それ抜くのは自由だというような発想は好ましくないというふうに考えますが、その点で

の答弁。

一般社会において、町長も時々言いますが、委託会社の勝手よね、という考え方では私はおかしいという立場であります。例え、委託会社であっても労務費等についてはきちっと、いわゆる町の概算ではじいた部分、基本的数字から余りに引き離れて搾取すること自体、これが私は問題があると。

かつて、私は、公契約条例等を設置したらどうかという議論もしましたが、やっぱりそこに働く皆さん方の労働条件等を守るし、委託業者にもルールを守っていただく。町との委託ですから、町といわゆるその委託業者の間のルールはきちっと守ってもらうと。その立場にできるだけ近づけるんが、もともと支出した側の責任じゃないかというふうに思われます。

その点で、聞いちょきたいと。あくまで皆さん方はさきの勝手じゃという立場に立ったら、私は何も助成ができないというふうに思います。その点で町長の考え方聞いちょきたい。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 運行会社には、タクシー会社、レンタカー会社がございまして、いわゆる給料部分で払っているところもありますので、なかなかその辺の実態はつかみにくいと思いますが。町としても、やはりちゃんとした時間を提示して、それをはじいて入札しております。適正なそういう賃金を支払うよう、今後とも十分見ていきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、運行管理者の責任の範囲についてであります。

道路運送法の中で運行管理者の設置、これ義務づけております。町も当然そういう義務づけを契約の中にうたっておるといふふうに思われます。

その中で、実はトラブルが起きないようにするための運行管理者のいわゆる役割があるわけです。例えば、きちっとした、通常ダイヤという言い方をしますが、実際的にはダイヤの提示、乗車人員の提示、それを基本的には委託会社が運行管理者を通じて車に置く、これが私は最低限の仕事だと。特に子供たちを運ぶ事業だったら、どのバス停から何人乗るちゅうのがわかるんで、きちっと運行管理者として置くべきだといふふうに考えておりますが。その点での考え方、聞いちょきたいといふふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 運行管理者については、周防大島町スクールバス条例施行規則の中でそういったものを、運行管理者についてのいろんなやらなければならないこと。例えば、運行管理者はこうですよ、整備管理者はこうですよ。運行管理者を選任しなきゃいけないよ、こういう仕事をしなさいよということを細かく書いております。もちろん、これについては、入札時、入札後のいわゆる契約の中でも十分指導をしておるところでございますが、今後とも一層そうい

ったものについても十分指導してまいりたいと思っています。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実は、いろんな問題が起こっております。それで、町長も、私は、きちっと実態把握、所管課に、教育委員会だけに任すのではなしに、町長自身もやっぱり所管からきちっと聞いて、是正すべきは是正させる。先ほど教育長が答弁されたようなことが仮にあれば、これ混乱起きんわけです。しかし、実際的には大きな混乱を起こしちよると。それをやっぱり町長もきちっと認識して対応すべき。協定違反があれば是正すべきじゃと。協定違反を繰り返すような業者は入札参加させるべきじゃないというふうに思うちよるので、きちっと対応するように求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。45分まで。

午前10時36分休憩

.....
午前10時45分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次、12番、中本博明議員。

議員（12番 中本 博明君） 改めておはようございます。人口定住施策について、観光交流人口100万人を目指している町長の政策について、体験型修学旅行の実施校が年々増加傾向にあるということで大変喜ばしいことである。

さて、平成22年の国勢調査の結果、本町は前回調査に比べて人口減少率が県下においてトップであった。交流も一つの政策かもしれないが、人口減少に歯どめをかけるには本町内の出生者数に頼るだけではなく、ほかの地区からの移住者をふやすことによって人口の増加が図れるのではなからうか。ほか地区からの転入者を呼び込む施策として、佐賀県の旧脊振村、2006年に合併して神崎市になっているが、ここでは過疎対策として1坪当たり月100円で市有地を貸し出す事業を実施しており、15年間住み続ければ居住者に土地は譲渡するとのこと。合併前の1996年度から旧脊振村が始めており、既に200人以上の転入者があることから、効果は出ていると思う。長い目でみれば、当初の町からの支出金額は定住後の町民税や固定資産税などの税収で取り戻せるとのことであり、本町もこのような計画に取り組んで定住対策を展開してはいいかがか。

それと、この脊振村のことは、旧橘町のときに現在の町長さんには何回かお話ししたんですが、

その当時はなかなか話に乗ってもらえなかったもので、これでもういいから定住者がふえるように、人口がふえるように、ひとつ前向きにお願いしたいと思います。よろしく。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中本議員さんの人口定住施策についての御質問にお答えしたいと思います。

人口に関しましては、平成22年の国勢調査の数値が公表されておりますので、まずこの調査の結果から御説明をさせていただきたいと思っております。

全国47都道府県のうち人口が増加したのは、東京都・神奈川県・千葉県などの9都府県で、減少率の高い低いがございますが、それ以外の38道府県はいずれも減少いたしております。山口県は減少率2.8%で、全国で12番目に減少率の高い県となっております。ちなみに、減少率の一番高い県は秋田県で、5.2%の減少でございます。

市町村につきましては、全国1,728市町村のうち4分の3に当たる1,321市町村で人口が減少をしております。減少率が一番高かったのは、奈良県の野迫川村の29.5%で、人口は524人ということでございます。

周防大島町の人口減少率は10.8%ということで、平成17年調査時の2万1,392人から2,308人減少して1万9,084人になっております。県内の市町村では、残念ながら一番高く、2番目が上関町の10.1%ということになっております。

本町が県内の人口減少率の最上位になった理由として考えられますのは、一つは美川町・錦町・本郷村・むつみ村・福栄村・旭村など平成17年調査時には人口減少率の上位にあった町と村のほとんどが市と合併したこと。もう一つは、周防大島町の場合、高齢化率が非常に高く、自然減が多いということではなかろうかと思っております。

人口減少の歯どめ対策でございますが、中本議員がおっしゃられるように、出生率を上げる少子化対策だけではなくて、他の地区からの移住者いわゆるUJイターン者をふやすことが大変重要であるということに関しましては同感でありまして、移住・定住対策を長いスパンでとらえて施策として取り組む必要があるとの御指摘も、まさにそのとおりであると拝聴した次第でございます。

移住対策として御紹介をいただきました佐賀県の旧脊振村ですが、佐賀県の北東部の山間部に位置をし、吉野ヶ里遺跡で有名な吉野ヶ里町に隣接する本町の半分くらいの面積を有する村で、平成18年に近隣神埼町、千代田町と合併しておりますので、現在は神埼市の脊振町となっております。

脊振村が村外からの移住促進として、平成8年に取り組んだのが「ふるさと定住宅地造成事業」で、その内容は中本議員から説明がありましたように、村が宅地造成し、坪当たり月額

100円で貸し付け、15年経過後、無償で譲渡するというものであります。平成8年の第1回から合併後も事業を引き継ぎ、平成21年まで計6回、62区画の募集を行っております。

この事業による移住者は200人以上で、平成12年まで減少して1,900人を切った人口が、平成17年の国勢調査では1,907人になったということですが、その後人口は再び減少しておりまして、若い人にどうやってこの地域に残ってもらうかというのが町としての大きな課題であるということですが、住むところも当然重要ではありますが、やはり経済的な自立、すなわち生活できる仕事がないと定住ができないということの検証ではないかと思っております。

本町では、ガルテンヴィラ大島のように周防大島の自然と環境を体験できる場を設け、また移住を希望される人に対しては、空き家情報有効活用システムによりまして空き家の提供を行っておりますが、問い合わせに對しまして登録物件が少ない状況にありますので、本年度地区を特定してではあります、貸与物件の掘り起こしのため、空き家の徹底調査を行っております。

土地利用につきましては、民間の土地分譲や建売等もありますが、安価で条件のよい優良な空き家物件については需要が多くありまして、別荘地や条件の悪い空き家・土地につきましては需要が少ないというのが現状であります。

町による土地利用の検討においては、民間の不動産取扱業者等への影響等も注意を払うことが必要となってまいります。また、脊振村の人口動態が示しているように、定住を促進するには移住場所の提供とあわせまして、移住後の生活設計が立てられる経済的自立ができるような環境を整えることが最も重要と思っております。

近年、島内の若者やU・Iターンされた方々による起業の新しい業を起こす起業です取り組み等が多く見られるようになりました。この起業につきましては、大島商船高等専門学校が主体となって周防大島町と連携して取り組んでおります「起業家養成塾」島スクエアが大きな力となっておりますが、今後移住を後押しするための産業興しとして、6次産業と言われる1次産業から発展した新たな産業の開発・発企などに向けまして、官・学に産を加えて連携してその取り組みを考えてまいりたいと思っております。新年度予算の中で、仮称ではありますが、定住対策促進協議会というようなものを設置し、空き家対策、廃屋対策に加えまして、新たな産業への取り組みを進め、経済的自立が可能となるような取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

もちろん、御提案をいただきましたような土地利用対策につきましても、移住を考えられている方々がその一歩を踏み出す際の大きな推進力として有効であると考えますので、民間業者を圧迫しないような注意を払いつつ、定住対策の手法として研究をさせていただきたいと思っておりますし、空き家情報、地域情報など、移住希望者に対する情報提供につきましても、さらに充実を図って

まいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 中本議員。

議員（12番 中本 博明君） 今、町長の説明でよくわかるんですが、やっぱりそれぞれ自分の家がほしいというか。私の地区にも空き家は、私も2軒ほど頼まれているんですが、だれかただでもろうてくれる者はおらんかと。なかなかこの空き家でただでも、古いのというよりも、自分の新しい家がほしいというか。この脊振村のまねをなさいというんじゃないんで。私も、大規模農道上がってみるのに、ミカン畑がものすごい荒れちよるんで。そういうところを、10も20もというんでなしに、試しに5つぐらいでやってみてはどうかと思うんです、最初。金を余りかけないように。やっぱり町営住宅とかそういう古い家ではなしに、自分の持家というそういう要望というか、ちょいちょい私にそういう話がどうかってあるので、これはちょっと議会で質問してみないといけんなと思って、私もきょう言うたところなんです。そういう点、ちょっと一つお願いします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、優良な住宅の需要がたくさんあるということは十分認識をいたしております。

周防大島町が主体となって、例えば脊振村のような、ごく格安な住宅用地を提供するということにつきまして、非常に、希望する方にとりましては有効な手段だと思います。しかしながら、脊振村と違いまして、町内には不動産を扱っている業者さんがたくさんおられます。そして、いい悪い、希望があるかないかは別にしまして、非常にたくさんの物件がその不動産業者または建設業者さんの中にストックされておるわけでございます。そうしたところで、町が余りにも格安な土地を提供するということに対しましては、非常に慎重にならざるを得ないというふうに思っております。参考までに申し上げますが、脊振村には1軒も不動産業者がいなかったということもお伝えしておきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 中本議員。

議員（12番 中本 博明君） とにかく、一応、考えの話し合いの中には、入れてもらえるというか。今言うたように、こういう、議会で話も出てきたんだということを頭の中に将来的に入れてもらえちょくといいなと思います。あと1年、2年じゃのうても、近い将来に考えんにやいけんっていうような。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほども答弁申し上げましたが、この定住用の優良な格安の宅地または建物、物件等が必要だということは十分認識をいたしております。

それで、今議員さんのほうからお話がありましたが、町内には空き家自体はたくさんあります。しかしながら、それが流動しない、要するに貸借が進まないというにはいろいろ原因があるようですが、それについて、現在、小松・屋代・開作で空き家の調査を徹底的にやりました。今、その精査を、集計をしているところでございます。これらを含めた、仮称であります、先ほど申し上げました定住対策の促進的な協議会を立ち上げて、その中で、さきの議会でも問題になりましたが、廃屋の対策も含めて、ちゃんとした人員を配置し、そのような定住のための家屋、そして大変周辺が困っておる廃屋の対策、そして新たな産業興しのための実験的な取り組みというようなものを進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

今の御指摘のように、必ずしも、町が格安な、例えば脊振村のような坪100円で貸すというようなことだけではなくて、定住希望される方に優良な住宅が提供できるということが一番の質問の趣旨であろうと思っておりますので。そのような方策につながるような定住対策を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（荒川 政義君） いいですか、中本議員。

議員（12番 中本 博明君） はい、いいです。

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、一般質問を終結をいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、あす12月20日、午前9時30分から開きます。

事務局長（村田 雅典君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時01分散会